

転出入の取扱い

転校するときはどうしたらいいの？

転校手続き（例）

①南部小学校へ転校の申し出

・担任へ「転居予定日」「転居先（市町村）」を伝える。

④南部小学校から転校

・最終登校日までに「在学証明書」「教科書用図書給与証明書」を受領する。

②田原市役所市民課で転居手続き

・田原市外への転居の場合は、転居予定日の14日前から。

⑤転入先学校

・「在学証明書」「教科書用図書給与証明書」を提出する。

③転居先市役所担当課

・転居手続きをする。
・転居先学校の決定。

・在学証明書

学籍をはじめとする、学校間の引き継ぎのための書類

・教科書用図書給与証明書

使っている教科書が転入先学校で使用するものと同じかどうかを確認するための書類。教科書は新しい学校でも使用する可能性がありますので、処分しないでください。

教科書について

どんな教科書を使っているの？

紛失してしまったらどうしたらいいの？

使用教科書・配付時期

義務教育である小中学校では、使用される教科書は無償で給与されることとなっています。本校で使用する教科書は下の表のとおりとなっています。また、視覚に障害を持つ児童のために、検定済みの教科書の文字や図を拡大等して複製した「拡大教科書」というものもあります。使用を希望される場合は学校までご相談ください。

教科	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	■	■	■	■	■	■
書写	■	■	■	■	■	■
社会			■	→	■	■
地図			■	→	→	→
算数	■	■	■	■	■	■
理科			■	■	■	■
生活	■	→				
音楽	■	■	■	■	■	■
図工	■	→	■	→	■	→
家庭					■	→
保健			■	→	■	→
道徳	■	■	■	■	■	■
英語			■	■	■	■

■：配付時期

4月入学式・始業式および9月始業式

【注意！】

社会（3・4）下、地図帳（3・4・5・6）

生活（1・2）下

図工（1・2）（3・4）（5・6）

家庭科（5・6）

保健（3・4）（5・6）

は2年間（地図帳は4年間）使用するため、担任の指示があるまでは大切に保管してください。

教科書を紛失してしまったら

教科書の無償給与は原則1回限りと決められています。もしも教科書を紛失してしまったり、破損して使用できなくなってしまったりした場合は保護者の負担で購入していただくことになります。また、転校などで転入前の学校と違う教科書を使用することになった場合には、異なる教科書に限り無償で給与されます。